

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月21日（平成30年（行個）諮問第160号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行個）答申第206号）

事件名：本人からの労働相談に係る相談票の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月15日付け東労発総個開第30-76号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 「開示請求に係る保有個人情報には、開示することにより、労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報があり、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されており、法14条5号及び7号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とする。」である記載が「東労発総個開第30-76号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（以下「原処分通知」という。）第2項内に行なわれて、一方、審査請求人は平成29年特定月日A、平成29年特定月日B、平成29年特定月日C、平成29年特定月日D又は平成29年特定月日E以外に、平成29年特定月日F、平成29年

特定月日G，平成29年特定月日H，平成29年特定月日I，平成29年特定月日J，平成29年特定月日K，平成29年特定月日L，平成29年特定月日M及び平成29年特定月日Nに特定労働基準監督署に九回来署して，特に，審査請求人は平成29年特定月日H，平成29年特定月日J，平成29年特定月日K，平成29年特定月日L，平成29年特定月日M及び平成29年特定月日Nに書類の提出（これは書類の，再提出，及び，修正版の提出を含む。）を六回行ったところ，審査請求人は審査庁に，原処分庁に，九回の，これらの来署の，労働相談等の記録の，開示及び部分開示を追加で行なわせることを，求める。

イ 審査請求人は平成28年特定月日A，平成28年特定月日B，平成29年特定月日O，平成29年特定月日P及び平成29年特定月日Qに特定労働基準監督署及び特定労働基準監督署労働基準監督官に，公益通報が意図された通報，兼，申告を行ったところ，相談票及び労働相談票は原処分で開示されたが，申告処理台帳一式は原処分で開示されなくて，「労働基準監督機関が行った手法，法違反等に対する措置等」（原処分通知第2項。）又は「労働基準監督機関が行う検査，犯罪捜査から逃れることを容易にし，又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（原処分通知第2項。）が，申告処理台帳一式が部分開示されることだけで，表示される理解が，審査請求人に困難であるから，審査請求人は審査庁に，原処分庁に，開示又は部分開示を行われなかった申告処理台帳一式の部分開示を，追加で行わせることを，求める。

## （2）意見書

ア はじめに

審査請求人は総務省情報公開・個人情報保護審査会に，情報公開・個人情報保護審査会設置法11条の規範で本意見書を，提出する。

イ 諮問庁が新たに開示する部分を決定したことについて

「審査請求人により特定労働基準監督署に行われた，労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反が特定事業所内で生じた趣旨の，情報提供に，起因する監督指導に関連する関係書類であり，「諮問番号平成30年（行個）諮問第160号である諮問事件「本人からの労働相談に係る相談票の一部開示決定に関する件」の理由説明書」（以下「本理由説明書」という。）別表（省略。以下同じ。）に掲げられる，文書番号1の文書」（以下「対象文書」という。）の②が新たに開示決定された趣旨は，本理由説明書3（3）内に記載されているところ，審査請求人は対象文書の②が新たに開示されることが，諮問庁に適切であると，考える。

#### ウ 誤記載について

「対象文書」の誤記載であった可能性は「相談票（対象文書1）」内の「対象文書1」の表記、及び、他の「対象文書1」の表記に、大きいようである。

#### エ 本理由説明書3（4）について

「上記3（3）で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。」である記載は本理由説明書3（4）内に行われているところ、対象文書以外の、審査請求人が開示請求した期間内の、相談票等が、存在することは、推測されて、審査請求人は諮問庁が対象文書以外の、相談票等を、追加で開示することが、諮問庁に適切であると、考える（法14条、15条及び16条等。）。

#### オ 結論について

審査請求人は諮問庁が対象文書以外の、相談票等を、追加で開示することが、諮問庁に適切であると、考える（法14条、15条及び16条等。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年4月16日付け（同月17日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき、審査請求人が、平成28年特定月日Aに、特定労働基準監督署に、本件請求保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成30年6月14日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち下記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条5号及び7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

##### （1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1の文書（以下、第3において「対象文書1」と

いう。)である。

(2) 不開示情報該当性について

相談票(対象文書1)

相談票は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書である。

対象文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書1の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「審査請求人は平成29年特定月日A、平成29年特定月日B、平成29年特定月日C、平成29年特定月日D又は平成29年特定月日E以外に、平成29年特定月日F、平成29年特定月日G、平成29年特定月日H、平成29年特定月日I、平成29年特定月日J、平成29年特定月日K、平成29年特定月日L、平成29年特定月日M及び平成29年特定月日Nに特定労働基準監督署に九回来署して、特に、審査請求人は平成29年特定月日H、平成29年特定月日J、平成29年特定月日K、平成29年特定月日L、平成29年特定月日M及び平成29年特定月日Nに書類の提出(これは書類の、再提出、及び、修正版の提出を含む。)を六回行ったところ、審査請求人は審査庁に、原処分庁に、九回の、これらの来署の、労働相談等の記録の、開示及び部分開示を追加で行なわせることを、求める。(原文ママ)」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条5号及び7号イに基づき、

原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月15日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月18日 審議
- ⑤ 平成31年2月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

- (1) 処分庁は、本件請求保有個人情報について、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。
- (2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、(i) 原処分で開示された5件の相談票（本件対象保有個人情報）の日付以外にも、特定労働基準監督署に9回行っているもので、これら9回の相談の記録の開示を追加で行うこと、(ii) 特定労働基準監督署に公益通報兼申告を行ったが、原処分では申告処理台帳一式が開示されなかったため、申告処理台帳一式の開示を追加で行うことを求めている。
- (3) 諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、なお不開示とすることが妥当であるとしているが、これについて、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）イ及びエ）において、諮問庁が不開示部分の一部を新たに開示するとしていることは適切であり、また、本件対象保有個人情報として特定した相談票以外の相談票等を追加で開示することが適切である旨を述べている。
- (4) 上記（2）及び（3）から、審査請求人は、保有個人情報の特定についてのみ不服を申し立てていると解されることから、本件対象保有個人情報の見分結果等を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下、検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

###### (1) 諮問庁の説明

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、下記アないしウのとおり説明し、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるとする。

###### ア 申告処理台帳について

- (ア) 本件開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報（具体的に

記載してください。）」欄では、審査請求人が特定事業場の労働基準法違反等に関して申告を行ったことに係る申告処理台帳一式の開示を求めており、また、但し書きとして「請求者が平成30年特定月日Aに請求し、且つ、受領した個人情報以降の、分。」と記載されている。

- (イ) 特定労働基準監督署は、審査請求人の申告に関連して、これまで2度申告処理台帳を作成しており、これらは、審査請求人からの法12条1項の規定に基づく別途の開示請求を受けて、それぞれ一部開示決定されているが、その時期は、1度目の申告処理台帳については平成29年度中に一部開示決定され、2度目の申告処理台帳については、1度目の申告処理台帳の一部開示決定日以降の平成30年特定月日Aに開示請求され、その翌月に一部開示決定されている。
- (ウ) そして、本件開示請求の対象である平成28年特定月日Aに申告等を行った申告処理台帳は、平成29年度中に一部開示決定された1度目の申告処理台帳と同一のものであることから、上記(ア)に掲げる但し書きにより、本件開示請求の範囲には、特定労働基準監督署が作成した2つの申告処理台帳は含まれないことになる。

#### イ 労働相談票について

- (ア) 上記ア(ウ)のとおり、本件開示請求の対象である平成28年特定月日Aに申告等を行った申告処理台帳が本件開示請求の範囲に含まれないことから、処分庁が審査請求人に連絡したところ、申告処理台帳がない場合は労働相談票の開示を求めることとなり、「1開示を請求する保有個人情報(具体的に記載してください。）」欄には、「申告処理台帳がない場合は労働相談票」の旨、手書きで補正を行った。
- (イ) 当該補正の記述に従い、原処分では、審査請求人に係る労働相談票(本件対象保有個人情報)を特定し、一部開示決定したものである。
- (ウ) 労働基準監督署では、相談に関連して来署された場合であっても、過日の相談に係る資料の持参のみの場合や、相談内容が労働相談に満たないような場合などは、労働相談票を作成していない。  
審査請求人が、原処分で開示された5件の労働相談票の日付以外にも、特定労働基準監督署に9回行ったとする各年月日について、今回、改めて、処分庁が調べたところ、当該9件の年月日については、労働相談票が作成されていないことを確認した。
- (エ) したがって、処分庁において、審査請求人が主張する9件の年月日に係る労働相談票を保有していない。

ウ 上記ア及びイから、処分庁において、本件対象保有個人情報を特定

したことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していない。

- (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、特定された5件の労働相談票は、いずれも審査請求人を相談者とする労働相談票であり、また、諮問庁から、上記(1)アに掲げる申告処理台帳に係る開示請求書及び開示決定通知書の提示を受け、その日付を確認したところ、諮問庁の説明のとおり開示請求日及び開示決定日であることが認められ、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、東京労働局において、本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報名として、本件請求文書と同一の保有個人情報名を開示決定通知書に記載した上で、本件対象保有個人情報を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した保有個人情報名として別紙の2に掲げる文書に記載された保有個人情報の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東京労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 請求者が平成28年特定月日Aに特定労働基準監督署に、「特定資格取得に関連する、特定事業場の労働基準法及び労働安全衛生法違反」の件で、申告及び公益意図通報（公益通報が意図された通報である）を行った申告処理台帳一式（事業場名「特定事業場」、住所「特定住所」）。但し、請求者が提出した書類は、除かれて、請求者が平成30年特定月日Aに請求し、且つ、受領した個人情報以降の、分。申告処理台帳がない場合は労働相談票。
- 2 相談票（受付年月日平成29年特定月日A）、労働相談票（相談日平成29年特定月日B）、相談票（受付年月日平成29年特定月日C）、労働相談票（相談日平成29年特定月日D）及び相談票（受付年月日平成29年特定月日E）